

精神保健指定医の資格審査の方法の見直しについて(案)

- 自らの主体的な関わりのない症例のケースレポートを提出して指定された精神保健指定医(以下、「指定医」という。)及びその指導医について、平成28年10月26日に89名(うち申請者49名、指導医40名)の指定取消を行ったところ。
- 同様の事案が二度と起こることのないよう、まずは医療現場において、医師が指定医に課せられた役割の重要性について改めて認識することが必要。今回の事案を重く受け止めるとともに、事案の再発防止に向けた取組が必要。
- 指定取消の審査を行った医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会においては、別添のコメントが出されるとともに、審査の場において以下のような意見があったところ。
 - ・ 本人が経験した症例か確認するため、例えば面接による確認も考えてはどうか
 - ・ 新規・更新の研修の内容を充実する方向で検討するべきではないか
 - ・ 指導医の位置付けについて、より明確にするべきではないか 等
- 本検討会において、他の論点の議論に合わせて、指定医の資格審査の方法等の見直しについても論点として追加して議論することとしてはどうか。

平成28年10月26日

医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会

精神保健指定医の取消処分について

本日、厚生労働大臣からの諮問を受け、当部会において、精神保健指定医(以下、「指定医」という。)89名について取消処分を行うことが妥当との答申を行った。

指定医については、昨年4月及び6月に聖マリアンナ医科大学病院において、23名の指定取消処分が行われており、その後厚生労働省において過去の申請について調査を行った結果、今般、指定の取消に相当する事案が多数確認された。

指定医は患者の意思によらない入院や行動制限の必要性について判定を行う医師であり、精神保健福祉法第18条に掲げるとおり、精神障害について厚生労働大臣が定める各分野にわたる実務経験など、患者の人権に十分に配慮した医療を行うに当たって必要な資質を備えていることが求められている。こうした資質を備えるに必要な実務経験の有無を確認するために、指定申請に当たってケースレポートの提出を求めているが、今般の事案は申請者自らの主体的な関わりのない症例のケースレポートが提出され、これに基づいて指定が行われたことが明らかになったものである。

こうした行為は、指定医制度に対する国民の信頼を揺るがすような行為であり、言語道断である。また、故意であるか否かにかかわらず、申請者による不正な申請を指定の要件を満たす申請であると証明した指導医の責任も重大である。指定医に係る審査を行ってきた当部会として、今回の事案を重く受け止めるとともに、事案の再発防止に向けた取組が必要と考える。例えば、指定医に求められる精神障害の診断又は治療に従事した経験の有無を確実に審査できる手法を導入するなど、適切な対応が行われなければならない。

最後に、このような事案を契機に、指定医に課せられた役割の重要性について改めて認識するとともに、精神科医療に対する国民の信頼が確保されるよう、厚生労働省をはじめ関係者に強く求めるものである。